

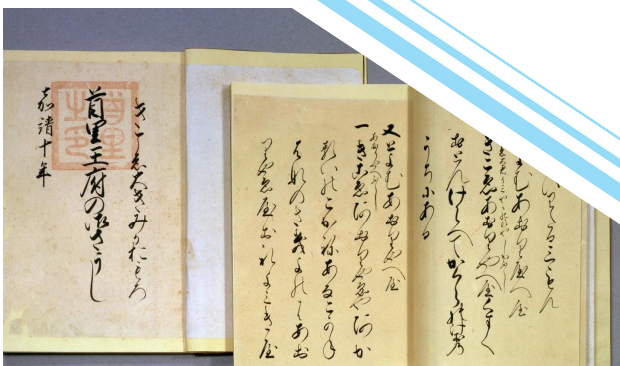


資料 1

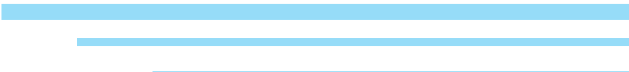
沖縄県文化芸術振興基金 取組の紹介と寄附のご案内

未定稿

沖縄県文化観光スポーツ部
文化振興課



11月1日は
琉球歴史文化の日



沖縄県の施策等



現状と課題、基本目標

現状と課題

- 1 少子高齢化を踏まえた担い手の育成・確保や文化の継承
- 2 子どもが文化に親しむ機会の提供
- 3 観光をはじめとする他分野との連携、地域の活性化 等

基本目標

本県の地理的特性や歴史過程を経て醸成された独自の伝統文化の継承とともに、多様性と普遍性が共存する新たな文化芸術が創造され、観光その他の地域産業との連携により、多様な担い手が活躍できる様々な機会及び場の創出とソフトパワーを活かした魅力ある地域づくりを目指します。

また、県民一人一人が文化芸術に触れ親しみ、文化芸術を通して沖縄らしい自然と歴史、伝統文化を大切にする心や多様な価値観を尊重する心を育み、心豊かで活力ある社会を形成します。



基本的施策と目指す姿

基本的施策：文化芸術の振興

（目指す姿）

琉球王朝時代より培われてきた伝統文化、県内各地の行事及び歴史が将来にわたり継承され、多様な文化芸術が創造される社会

基本的施策：人材の養成等

（目指す姿）

子どもたちの文化芸術に対する興味や豊かな感性が醸成され、創造的文化芸術の発展を担う人材が能力を十分に発揮している社会

基本的施策：文化芸術活動の充実

（目指す姿）

高齢者や障害者、青少年をはじめ、誰もが文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感でき、文化を通じて多様な交流が行われる社会

基本的施策：文化芸術の活用

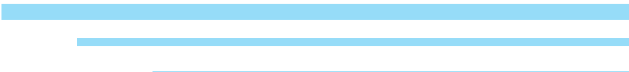
（目指す姿）

県民が地域の文化に誇りと愛着を持ち、文化芸術の持つエネルギーが地域の活性化や産業の振興に活かされ、新たな文化が創出される社会

基本的施策：文化芸術を支える基盤の強化

（目指す姿）

誰もが文化芸術に触れる機会を享受できる環境が整い、文化芸術を支える教育研究が社会に還元される社会



沖縄県文化芸術振興基金 概要と取組

沖縄県文化芸術振興基金

設置の目的

少子高齢化等の課題に対する対応と、文化振興を行政だけでなく社会全体で支える必要性から、「長期的視点に立ち、安定財源のもと文化芸術の振興を図る」ことを目的に文化芸術振興基金を設置しました。



使途の考え方

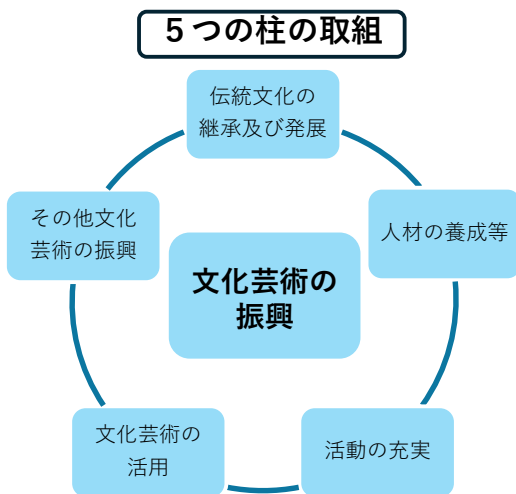
沖縄県文化芸術振興基金条例で定める使途は、沖縄県文化芸術振興条例に掲げる施策のうち、次の(1)から(3)のすべてに該当する事業を対象としています。



- (1) 継続的に行う必要のある事業
- (2) 社会のニーズに対応した事業
- (3) 既存事業では、充分に対応できない事業

使途の区分

沖縄県文化芸術振興基金は、次の五つの使途に活用することとしております。

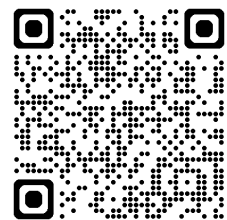


- (1) 伝統的な文化の継承及び発展を図るための事業
- (2) 文化芸術に係る人材の養成等のための事業
- (3) 文化芸術活動の充実を図るための事業
- (4) 文化芸術の活用を図るための事業
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るための事業

設置の効果

基金を設置することにより、次の二つの効果が期待できます。

- 長期的かつ安定的な取組を実施するための財源確保
- 県民及び企業等が文化芸術活動へ参画する仕組みの構築



沖縄県文化芸術
振興基金ページ

基金を活用した事業の条件

財源としての基金

沖縄県文化芸術振興基金を県の事業実施で活用する財源としてみる場合、次のような特徴があります。

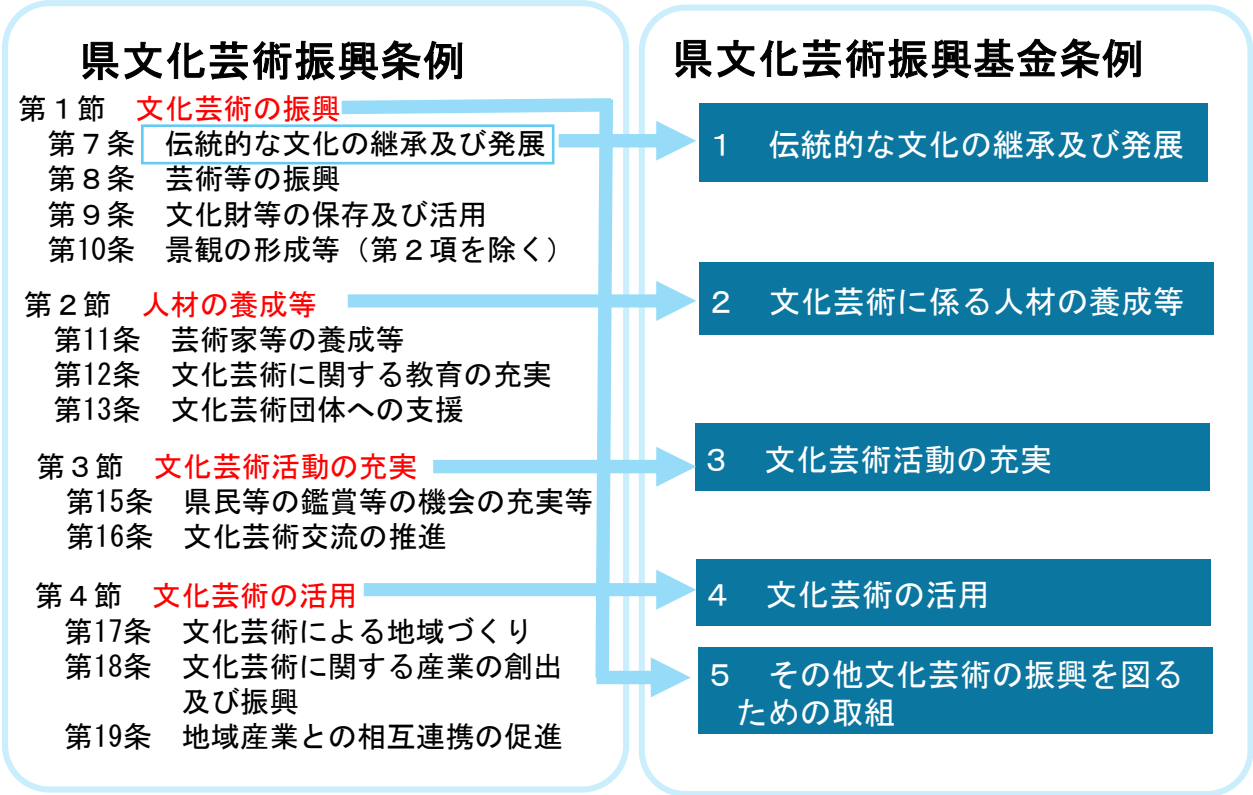
(1) 複数年にわたる事業実施に必要な財源の確保

基金に積み立てる最大のメリットは、一定期間の事業実施に必要な財源をあらかじめ確保しておけることです。事業実施に必要な財源をあらかじめ基金に積み立てることにより、複数年にまたがる取組を安定的に実施することが可能となります。

(2) 文化芸術振興に特化した用途

基金の用途は、沖縄県文化芸術振興基金条例第6条で定められた用途に限定され、それぞれ沖縄県文化芸術振興条例で取り組むこととされているものと紐づけられています。

また、基本的にソフト事業に充当が可能であり、原則としてハード整備に充当することができません。



基金を活用する事業の留意点等

基金を活用する事業は、次の点を踏まえて実施していきます。

(1) 寄附者の意向

寄附金等を積み立てる基金であり、寄附者の意向を踏まえる必要があります。

(2) 寄附に係る各種制度等との整合性

基金を活用した事業は、企業版ふるさと納税等寄附制度における制約から、次のような事業を原則として行うことができません。

ア 特定の法人等と契約・補助金交付を行う事業

企業版ふるさと納税制度において、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」が禁止されています。

イ 特別交付税措置の対象となる事業

「重要文化財等の保存等に要する経費」など特別交付税措置がある事業に企業版ふるさと納税を充てる場合、特別交付税の算定から寄附額が控除されます。

(3) 寄附に応じた一般財源積立の考え方

年間の寄附総額に応じ、毎年度、一定割合で県の一般財源を積み立てることとしており、寄付総額が増えるほど、基金の規模が大きくなる運用となっています。

基金を活用した取組

ART LAB OKINAWAプロジェクト



ART LAB OKINAWA

ホームページ

「沖縄の新しい表現」、「将来有望な若手」を発掘し、磨き上げていく育成プログラムです。

プロジェクトのスタートとなる令和7年度は、「ART LAB OKINAWA 脚本コンテスト」を開催します。入賞した脚本は令和8年度に舞台化！

募集した俳優や舞台スタッフと共に、国内外での公演に向けて動き出し、実績のある演出家等の指導の下、作品として完成させます。

R7年度

脚本コンテスト
開催
俳優・スタッフ
募集

R8年度

舞台制作
県内巡回公演

R9年度

県内巡回公演
海外コンクール
に応募



文化芸術団体に対する支援

本取組では、県内の文化芸術団体が行う公演等文化芸術に関する複数年の取組に対して支援を行います。

募集する年ごとに公募のテーマを変え、「地域の歴史等に対する住民の愛着心の醸成」と「県民の鑑賞機会の創出」を図ります。

令和7年度は、「首里城正殿復元」と関連させた取組に対して支援を行います。

取組の目的：

- (1) 県民に対する鑑賞機会の提供等機会の充実
- (2) 住民の地域への愛着や誇りの醸成、特色ある地域産業の振興、地域社会の基盤の形成等を図る

取組のテーマ（令和7年度）：

- (1) 首里城正殿復元の機運を醸成する取組
- (2) 復元後の首里城を活用する取組

支援期間：最長2年

上 限 額：2年間で1千万円以内

テーマ

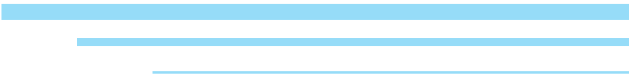
R7 募集
首里城正殿
復元

R7 年度

事前に準備が必要な取組（練習用楽譜の制作や材料調達等）

R8 年度

展示会や公演など文化芸術に関する取組



寄附のご案内



募集の趣旨と特典

募集の趣旨

「沖縄県文化芸術振興基金」は、行政だけでなく、県民や民間企業等から支援を得ることで、本県の文化振興を社会全体で支える仕組みを構築することとしております。

ご紹介した基金を活用した取組を通して、文化振興に取り組むことにより、本県の魅力を国内外に発信するとともに、地域への還元と活性化を図っていく考えです。

基金と基金を活用した取組の趣旨をご理解いただき、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

寄附の特典

ご寄附いただいた場合は、次のとおり特典があり、法人や団体のPRにつながります。

- (1) 沖縄県公式ウェブサイトの「沖縄県文化芸術振興基金」ページで、法人名等を公表（希望される場合のみ）させていただきます。
- (2) 基金を活用した事業で作成するパンフレットやフライヤー等に、寄附の翌年度まで掲載（希望する場合のみ）させていただきます。

※ 特典については、基金を活用した事業を新たに実施する際などに追加していく予定です。



寄附の方法

沖縄県内に本社のある法人・団体

1回10万円以上から寄附を受付しております。寄附を希望される場合は、沖縄県公式ウェブサイト内の「沖縄県文化芸術振興基金」ページに掲載している「寄附申込書」にご記入のうえ、申込書の送付先として掲載しているメールアドレスに送付をお願いします。



沖縄県文化芸術
振興基金ページ

「寄附申込書」を文化振興課で受領後、「納入通知書」を送付いたしますので、県内金融機関でお支払いをお願いします。

県外に本社のある法人・団体



沖縄県「企業版
ふるさと納税」

企業版ふるさと納税として、寄附が可能です。

寄附を申し込む場合は、沖縄県公式ウェブサイト内の「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」ページに掲載している「寄附手続事前確認シート」に記入のうえ、シートの送信先として掲載しているメールアドレスに送付をお願いします。

税制上の措置について

法人・企業の寄附は、次のとおり税制上取り扱われます。詳細は、国税庁のHPを確認するか、各国税事務所にお問い合わせ下さい。

(1) 沖縄県内に本社のある法人・団体

法人・団体が、国や地方公共団体に寄附を行った場合、寄附額を損金算入できる場合があります。

(2) 県外に本社のある法人・団体

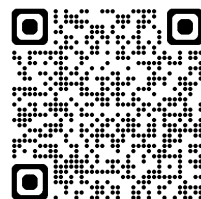
企業版ふるさと納税として寄附を行うことにより、通常の寄附による損金算入（3割）と合わせて、税額控除（6割）により、最大で寄附額の9割が軽減されます。

寄附の方法

沖縄県内・県外の個人の方

ふるさと納税を活用した寄附が可能です。

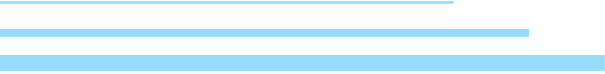
寄附を申し込む場合は、右のQRコードからふるさと納税のサイトにアクセスできますので、ご支援をよろしくお願いします。



**ふるさとチョイス
沖縄県ページ**



沖縄県 文化観光スポーツ部 文化振興課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL：098-866-2768
E-mail：aa058106@pref.okinawa.lg.jp



このパンフレットに掲載されている情報は、2025年7月時点のものです。

